

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇告 示 保安林の指定の解除（森林保全課）
保安林の指定の解除予定（ク）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

告 示

鳥取県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字西浜一七五七の一・一九四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の規定により告示する。

平成九年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字真山七四三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第三百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月十三日 鳥取県指令米土維十第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市福市字屋敷ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市茶町六三一

一栄不動産開発株式会社

代表取締役 中田 純一郎

鳥取県告示第三百七十二号

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成九年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
鳥取西部農業協同組合西伯町支所	売りさばき場所	西伯郡西伯町大字法勝寺三三一一	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一一	平成九年二月十七日
鳥取県職員連合労働組合八頭地域保健福祉部分会	名 称	鳥取県職員労働組合郡家保健所分会	鳥取県職員連合労働組合八頭地域保健福祉部分会	平成九年五月八日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成九年五月二十日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間	申請者	
						氏名	住所
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	C R ・ 将軍ちゃま3	株式会社平和	700100	平成9年5月20日から3年間	株式会社平和	鳥取県米子市広沢町二丁目3014-8